

選挙区及び定数に関する在り方調査会 運営要綱

改正 令和2年5月12日

(趣旨)

第1条 三重県議会における選挙区及び定数の在り方について調査するため三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）第13条第1項の規定により設置された「選挙区及び定数に関する在り方調査会」（以下「調査会」という。）の所掌事項、組織、運営等については、この要綱の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 調査会は、三重県議会における選挙区及び定数の在り方に関することについて、三重県議会議長（以下「議長」という。）の諮問に基づき調査を行い、報告を行うものとする。

(調査会の組織)

第3条 調査会は、委員8名以内で組織する。

2 前項の委員は、議長が委嘱する。

3 座長は、委員の互選により定める。

4 座長が欠けたとき、又は座長に事故あるときは、議長が指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、調査の終了までの間とする。

(座長)

第5条 調査会は、座長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開催される会議は議長が招集する。

2 座長は、調査会の事務を総括する。

3 座長は、必要に応じて、第2条に定める事項に関し、委員以外の者に対し調査会に出席又は映像若しくは音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法による参加を求め、必要な説明又は資料の提供を求めることができる。

(定足数)

第6条 調査会は、現に在任する委員の総数の2分の1以上の出席又は映像若しくは音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法による参加がなければ、会議を開くことができない。

(会議の公開)

第7条 調査会は、これを公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

(謝金及び費用弁償)

第8条 委員に対する謝金及び費用弁償は、議長が別に定める。

(事務)

第9条 調査会の事務は、三重県議会事務局企画法務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、三重県議会基

本条例第13条第3項の規定により議長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月30日から施行する。